

## 第2回事例検討会のまとめ

核燃料施設等監視部門

### 1. 汚染のおそれのない区域で発生した事象の扱い（設問Ⅰ関係）

- ✓ そもそも設計上汚染を想定していない区域であることから、当該の設問の対象とはせず、新たに設問を設け、臨界安全と同様 SERP で取り扱うフロー図に変更する。なお、フッ化水素や火災が関係する事象についても、当該設問で取り扱うものとする。  
【第2回事例検討会を踏まえた規制庁案】
- ✓ なお、設問Ⅰに関して、事業者から次の意見があった。  
汚染のおそれのない区域でクローズするような事案を追加対応なしとするために設定されたが、本年6月30日での規制委員会で、汚染のおそれのない区域で大量の汚染が発生したら、当然 SERP で取扱うべきとの意見があり、設問を設定する意義が薄れたため、設問Ⅰを削除してはどうか。【第2回事例検討会での議論内容】

### 2. 「法令違反となった安全活動に係る運用はあったか又は原子力施設安全の監視領域に関連する施設の安全機能に悪影響を与えたか」の記述及び改定案（設問Ⅱ関係）

- ✓ 現行の記述では、施設管理や手順書等の品質保証の不備についての取り扱いについて意見が纏まらなかった。【第2回事例検討会での議論内容】
- ✓ これを踏まえ、そもそも QMS について、本フローの中で取り扱うべきか否かの議論が必要であり、第3回事例検討会において、この点が議論できるような題材を準備し議論する。【第2回事例検討会を踏まえた規制庁案】
- ✓ また、「法令違反となった安全活動に係る運用があったか」との記述も曖昧であるため、別途規制対応措置の手続きの重複性排除の観点から、当該記載が必要かどうか再検討する。【第2回事例検討会を踏まえた規制庁案】

### 3. 閉じ込め維持の考え方（設問Ⅲ関係）

- ✓ 本年6月30日での規制委員会で指摘を踏まえ、設問Ⅲ中の記述「防護層」を「防護策」に修正する。【第2回事例検討会を踏まえた規制庁案】
- ✓ 併せて、防護策の評価点について議論を行った結果、検査気付き事項のスクリーニングに関するガイドに示される監視領域（小分類）「閉じ込めの維持」の目的が「公衆を守る事」であることや米国 ROP との整合性を鑑み、現行案である公衆への影響を評価点とすべきとの意見があった。【第2回事例検討会での議論内容】

- ✓ ただし、加工施設の特徴を踏まえると、実用発電用原子炉と異なり、核燃料物質と作業員との距離が近く、被ばくせずとも作業員の安全待避に伴い、安全監視レベルが低下する事案も想定されることから、当該考え方についても第3回事例検討会において、この点が議論できるような題材を準備し議論する。【第2回事例検討会を踏まえた規制庁案】